

10月1日(水)

質問者：広野 瑞穂 議員



大阪維新の会 大阪府議会議員団の広野 瑞穂です。

通告に従い順次質問させていただきます。

1 府民の森なるかわ園地の有効活用について

大阪の夜景、特に生駒山からみえる夜景を有効に活用すべきと散々訴えて参りました。これは大阪の大事な観光資源になるべきと思っています。その場所の一つとしてなるかわ園地の有効活用を、と言う事でイベントの開催な

どを企画、実行し、初回のイベントには知事と一緒にミャクミャクやもずやんも起こし頂きました。

今では春と秋の年2回開催となり、ご協力頂ける、中部農と緑の総合事務所の皆様や、指定管理のみなさまには改めて御礼申し上げます。

ただそれ以上に、僕の想いに共感して頂けました、地元の出店者の皆様には事前の準備など大いなるご協力に対し、本当に心より感謝申し上げます。

初回は来場者もおおよそ500名のイベントで有りましたが、回数を重ねるごとに来場者が大幅に増加しまして、先日9月27日の来場者は3,000人近くまで増えたと聞いています。

此处は、車で来場される方も多数おられるのですが、昨今、イベントでは近隣の駅から無料のバスを運行するなど、かなり広域の方もお越し頂けるようになった事や、ご近所の方が徒歩や自転車にてお越し頂けるなど大いなる賑わいを見せており、主催者ともども大変喜んでおります。

ただ、来場された皆さんとお話すると改善点のご指摘を頂くこともあります。

まずはこの駐車場からの景観、写真に有ります様に、大阪平野の夜景を一望できますが、先日、一部伐採頂けたものの、まだまだ視界を遮る樹木が多数あります。

次に、此处にらくらく登山道と言う舗装された登山道が有るのですが、夜は街頭も無く真っ暗で、むしろ誰も利用できません。

今回のイベントの開催時もありますが、日常的に街灯など一切ない事もあり、夕方、遠方から犬の散歩等に来られる方も、日没までに慌てて下山してくるという状況です。

昨年度からなるかわ駐車場では 24 時間の開放を行っていますが、24 時間開放されているにもかかわらず、夜間対応されていない状況であります。今後の対応について環境農林水産部長に伺います。

【環境農林水産部長】

○府民の森「なるかわ園地」は、生駒山系の中腹に位置する自然公園施設で、大阪平野の素晴らしい眺望を楽しみながら、ハイキングや自然散策ができる人気の施設。

○「なるかわ園地」は昼間の利用を想定して整備してきたため、夜間利用の設備が整っていないのが実情。

○一方、夜間の眺望スポットとして大きなポテンシャルを秘めており、特に眺望が素晴らしく、駐車場からのアクセスが容易な「みはらし展望デッキ」までの夜間利用について、今年度策定する「山のおもてなし基本構想」の中で、利用者ニーズ、通行の安全性、地域の防犯面、費用対効果などを総合的に勘案し、検討することとしており、「なるかわ園地」の魅力を最大限に活かしたにぎわいづくりに、しっかりと取り組んでまいります。

是非ともスピード感を持って取り組んで頂きたいと思いますので宜しくお願い申し上げます。

2 遺失物として届出のあった動物のその後の取扱いについて

大阪府内で飼い主不明のペットを遺失物として府民が警察に届け出た場合、警察では遺失物（いわゆる落とし物）として受理し、一定期間保管・管理を行い、飼主を探すが、飼主が見つからなかった場合は拾得者や行政機関を始め特定の動物愛護団体に引渡していると聞いております。

この引渡先においてですが大阪府警では保護されたペットの大半がとある団体に引き渡されたていたと聞きました。

この団体は、奈良県において幾度か保護動物の飼育環境の問題などから保健所の立ち入り検査を受け指導を受けるなどの話もあり、当時大阪府警の対応を確認させて頂いたのですが、特段問題ないと考えるとのご回答でした。

今年の４月にこの団体の代表者は、希少動物である“ヨウム”、の違法取引が原因で、逮捕されました。この鳥自体が、ワシントン条約にて商取引を禁止されているのですが、府警本部にはその情報が無く、この団体に引き取りをお願いしたとの報道がされました。

この逮捕を踏まえて改めて大阪府警へご相談もさせて頂いたのですが、結果、奈良県の事案であると言う事、また、この団体の活動には府警の方もボランティアで参加しているなどの事から問題無いと考えるとの回答でした。

こう言った背景がありまして、遺失物法に基づくペットの取り扱いに注目したいと思います。

ペットは現在の法の扱いのもとでは“モノ”でありますが、そんな中でも

実は令和5年5月17日『警察庁丁会発第447号』にて警視庁総務部長、各道府県警察本部長あてに通達が発令されております。

この通達自体は警察関係だけでなく、翌年には各都道府県・指定都市・中核都市とも共有されているものとなります。

その中で、届けられたペットに対する取り扱いに関しては、動物の飼育や保管に関し専門的な職員及び施設を有していない事から、そういった環境を備えた都道府県等において取り扱う方が動物愛護の観点から見て適切と有り、そういった対応を求める通達となっています。

この中の都道府県等の等がある事で恐らく各団体も含まれる事となると思われるのですが、それが先程の様な事案が発生する要因であるかと思われます。

そこで警察からの犬猫の引き渡し先の一つである府の動物愛護管理センターでの対応と、政令・中核市への対応についてどのように行われているのか、環境農林水産部長に伺う。

また、遺失物として届出のあった犬猫について、飼い主が見つからなかった場合、優先的に府の動物愛護管理センターへ引渡すことについて、警察本部長にお伺いします。

【環境農林水産部長答弁】

○遺失物として警察に届けのあった犬猫について、引取り依頼があった場合、政令市・中

核市を除く府内市町村においては、大阪府動物愛護管理センターで受け入れ、飼養保管、譲渡等を行っている。

○政令市・中核市においては当該市で引き取っているが、そのうち、独自に施設を持たない高槻市、豊中市、寝屋川市、八尾市、吹田市の5市については、動物の飼養保管等の業務を府が受託しており、大阪府動物愛護管理センターで飼養保管・譲渡等することとしている。

○これら5市以外についても、飼養管理等の課題があれば、府として政令市・中核市との連絡会の中で、各種ノウハウの情報共有等を行っている。

○今後も、各市から相談があった場合には、府として助言等を行い、動物の健康と安全を確保すべく、警察とも連携・協力していく。

【警察本部長答弁】

○遺失物として届出のあった犬猫の飼い主が見つからなかった場合は、遺失物関係法令において、行政機関を含め、引き渡すことが適当と認められる者に引渡すこととされており、大阪府警察におきましても同法令に則って運用しているところであります。

○今後も、必要に応じて各行政機関等とも連携・協力しながら、適切な引渡し先の選定に努めてまいります。

(要望)

ありがとうございます。このパネルは、動物愛護課としての構図です。

警察本部長の答弁では引き渡すことが適当と認められるものに、との答弁がございました。

適当と認められる部分が非常に重要でして、どうやって適当と判断されているのかということが今後も大事なところだと思います。これがきっちりされていれば、今回の事件もなかったのではないかなと思います。

この件を機に、警察から団体へ引き渡すと言う部分は早急に見直しが必要と考えます。

現在は保健所もしくは動愛センターに相談されて引き取りをお願いしていると伺っていますので、この流れを今後はより一層順守して頂けるようあらためて要望致します。

3 障がい者雇用・就労支援の取組等

昨年度、障がい者の解雇者数が過去最高を記録との報道がありました。

要因は、特に A 型事業所の閉鎖が増えたことと言われております。

大阪府内でも R6 年度において A 型は 71 事業所が閉鎖されており、全国の障がい者解雇の課題と同様と考えるべきです。

こう言った状況の中、国では法定雇用率が令和 3 年 3 月に 2.3%、R6 年 4 月に 2.5%に引き上げられ、さらに令和 8 年 7 月に 2.7%と段階的に引き上げられる事が決まっています。

支援学校を卒業した方が、A型事業所を利用されるケースもあり、事業所の閉鎖はこうした方々への影響も懸念されます。

府では、第5次大阪府障がい者計画において「障がい者の就労支援の強化」を最重点施策の1つに掲げており、その事から障がい者雇用の促進に向けて企業への働きかけと障がい者に対する支援が重要と考えます。

東大阪にあります福祉事業所では、障がい者アートのサブスクリプションなどを企業に働きかけ、高い工賃を生み出している事業所があります。

これ、その時の納入写真なのですが、企業側にとっては社会貢献として、そして何よりも障がい者が自分の作品が飾って貰えるという事に大きな喜びを感じており、それが工賃となって返ってくるという事も、更なるやりがいを感じているとの事です。

福祉部においては、企業や官公庁と事業所の受発注マッチングを行う共同受注窓口の運営などに取り組んでいると聞いていますが、この取り組みを進めていく中で、商工労働部が持っている事業主や経営者団体などのパイプ等のリソースをもっと活用していくことが、効果的ではと考えます。

そこで、商工労働部の障がい者雇用の取組状況と、今後、福祉部とのさらなる連携について、どのように取り組んでいくのか、商工労働部長に伺います。

また、障がい者の賃金・工賃向上のため、企業からの福祉事業所への発注促進に向けた支援について、どのように考えておられるか、福祉部長に伺います。

【商工労働部長答弁】

- 大阪府では、「働きたいと願う障がい者が、適性や個性を活かして仕事に就き、働き続けることができる大阪」を実現するため、ハートフル条例を制定し、「企業における障がい者の雇用促進」と「障がい者の就労支援」について、庁内関係部局が連携して取り組んでいる。
- 商工労働部では、障がい者の雇用促進に向けて、事業主等に対し、戸別訪問等による助言のほか、障がい者の雇用・就労に向けた理解促進セミナーや職場実習のコーディネートなど、雇用機会の拡大に向けた伴走型の支援を実施している。
- また、障がい者に対しても、総合就業支援拠点である OSAKA しごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリング等を通じたきめ細やかな就業支援に取り組んでおり、企業と障がい者の双方へのアプローチにより、雇用の促進に取り組んでいる。
- 就労系障がい福祉サービス事業所は、障がい者の就職準備性を高め、一般就労への支援にもつながることから、福祉部が実施する福祉事業所への発注促進支援について、連携・協力を行っていきたいと考えている。
- そこで、就労系障がい福祉サービス事業所の共同受注窓口の利用促進に向け、O S A K A しごとフィールドの登録企業約1万社に対し、窓口とその活動を紹介するとともに、企業向けホームページでも掲載するなど、幅広く周知に努めていく。加えて、大阪産業局をはじめ商工会・商工会議所等、支援機関等に対しても、企業に対する窓口のPRについて協力依頼を行っていく。

【福祉部長答弁】

- 障がい者の自立と社会参加のためには、福祉的就労における賃金・工賃の安定的確保・向上が重要であり、ひいては、就労系障がい福祉サービス事業所における受注促進が重要と認識。
- 福祉部では、「大阪府共同受注窓口」のほか、各福祉サービス事業所が、請負可能な業務や自主製品の紹介を行うウェブサイト「おおさか障がい者就労施設ガイド」の運営等を行っているが、今後、これらの取組について一般企業へのさらなる情報発信が必要と認識している。
- 今後、商工労働部とさらに連携を深め、より多くの企業に障がい者の自立支援に関わっていただけるように、企業ニーズを意識した情報発信に取り組み、福祉部が主体となって、就労系福祉サービス事業所の受注促進と、障がい者の賃金・工賃向上支援に努めてまいる。

（要望）

まずは商工労働部では、OSAKA しごとフィールドの登録企業へ、そして、福祉部の方ではおおさか障がい者就労施設ガイドにしっかりと取り組んで頂けるとの前向きな回答でした。

まずは双方が、今出来る環境の中で即座に取り組んで頂けることは非常に感謝申し上げます。

企業の中には社会貢献をしっかりと行いたいと思う企業も多く有り、そう言

った企業にこういった形で社会福祉に関与する事が可能で有るといった情報を広く発信する事は非常に重要です。

また、これが障がい者の工賃向上にも繋がると考えています。

こういった取り組みは部局横断にて前向きに、商工労働部の情報を基に、しっかり取り組んで頂き、大阪府の障がい者の就労支援を一層推進し、ひいては、大阪府の障がい者雇用の環境改善へ、更には大阪の企業の発展へと繋げて頂きたいと思います。

今回の取組みをきっかけに、更にこの仕組みを充実させ、大阪の障がい者雇用の環境改善に向けてしっかりと取り組んでいただくことを強く要望致します。

4 高校生の就職活動について

最後の質問です。僕の一般質問、委員会、そして他の議員の方も含め幾度となく質疑してきたテーマですが、なかなか変化がみえない話です。それが、高校生の就職慣行『1人1社制』です。

幾度となく議論してもさほど大きな進展を見せない本件、今まではルールの変更を議論してきましたが、今回は就職慣行のルールの変更では無く、違う視点で質疑したいと思います。

高校生が就職先を選択するにあたり、多くの高校生は、学校に届いた求人票の中から候補を選ぶのが主な方法です。

府内には 3 万社以上の企業が有り、その中の全ての求人が各学校に届くわけでは有りません。

学校に届いた求人票の中から就職先を選択し、学校側の指導のもと、受験先を決定、受験すると言った仕組みになっています。

就職は社会への入口であり、自身がどの道を選択するかは人生において大きな一つの分岐点になるのですが、今の方法ではその選択肢を本人の意思に関係なく、狭められていることになり、此处は早急に見直すべきと指摘してきました。

そこで高校生の就職を希望するものが、多くの求人の企業を知ってもらえる様に、様々な分野の企業が一同に会する合同企業説明会の実施など、高校生が企業にふれる機会を作ることが必要と考えますが、この点については商工労働部長に、また、高校生が応募する企業等を決定していく前に、企業等がどのような条件で求人をしているかを知り、比較して自分に合った企業等を主体的に選べる環境を整備していくべきだと考えますが、この点については教育長に、それぞれ見解を伺います。

【商工労働部長答弁】

○高校生がより多くの企業を知ることは、職業観の醸成とともに、進路選択の幅も広がり、将来の職業生活におけるキャリア形成にも寄与するものと認識。

○そのため、高校生が就職前に様々な企業を知る一助となるよう、総合就業支援拠点であ

る O S A K A しごとフィールドにおいて、出前授業や交流会、インターンシップ等に協力していただける企業を、高校からの相談に応じ紹介している。

○こうした取組みに加え、合同企業説明会の高校生の参加など、高校生がより多くの企業と触れる機会についても、検討してまいりたい。

【教育長答弁】

○高校生の就職にあたっては、就職後、早期に離職することのないよう、生徒が働きたいと思う企業等を知り、主体的に選択して就職することが重要。

○学校としても、生徒に企業訪問や合同企業説明会、インターンシップ等の体験的な活動に参加させ、多様な業種・業界に関する情報を得て企業を選択するよう、取り組んでいる。

○教育庁においては、例年 10 月に大阪労働局と共催している合同求人説明会について、就職未決定の高校 3 年生だけでなく、今年度より高校 2 年生の参加を可能としたところ。

○今後、高校生が主体的に企業を選択するため、より多くの有用な企業情報を高校生に提供できるよう、商工労働部と十分連携しながら検討を進めてまいる。

（要望）

こちら委員会でもお示ししましたパネルになりますが、この数年の府内における高校生の求人数と求職者数の一覧です。

昨今の大学進学性善説もあって、就職者数は減少する一方ですが、求人数は毎年増加しており、求人倍率は上がる一方です。

これだけの求人情報があるにも関わらず、その一部の求人でしか就職を希望する生徒には伝わらない、これがこの問題の本質で早急に見直す必要があると思っています。

府では、公立高校においては全ての高校において海外と姉妹校提携を結ぶ等、視野が広がるための取組みがなされている反面、就職となると何故か学校内で事を収め、更には狭い世界観へと導いているようにしか思えません。

就職を希望する高校生にとって就職は社会への入口であり、人生の一つの分岐点です。

まずは多様な選択肢がある事をしっかりと示し、そしてその中から生徒が希望する就職先へ向けサポートしていく、これが本来望まれる姿であると感じます。

就職活動に時間を要することは学業に支障をきたすため、余り多くの時間を割かずに速やかに進路を決定する。

今の学校の考え方では出来る限り悩むことなく速やかに進路を決定させるということだと思うのですが、此处は本来ゆっくり悩ませ、その上で決定して貰うというのが一番望ましいのではないのでしょうか？

いち早く社会に出て大阪の経済を支える人材となって頂くわけですから、彼らが社会へ出る事の夢と希望を拡げる事、そしてしっかり判断が出来る環

境を作る事が重要です。

今回、商工労働部の方で開催して頂けている合同企業説明会に高校生の参加を認めて頂けるとの回答を頂きました。

今年から取り組みを開始して頂けることには感謝いたします。

しかし、この説明会は開催が2月であり、登録企業数は1万社近くあるものの説明会に参加頂ける企業は160社程度で有る事、午前中は高校2年生を対象に企業説明会を開催して頂けますが、高校3年生を対象とした午後の部は、2月時点で就職が決まっていない方のみを対象とする等、まだまだ限定的な話でしかなく、本来の高校生の就職活動を大きく変えるものでは無いと考えます。

此処は今回開催されるもので終わるのではなく、本気で就職活動を意識し始める5月や6月頃での開催、更にはもっと大規模な企業数での複数日にわたり開催するなどの検討を頂きたいと思います。

商工労働部の持ち得る企業情報を上手く活用し、それがしっかり公立、私立関係なく就職を希望する全ての高校生に行き渡るそういった環境の構築へ向け、商工労働部と連携し、教育庁の積極的な取り組みが実現されることを強く要望します。

以上で私の一般質問を終わります。

ご清聴いただきありがとうございました。